

平成27年度

第 5 委 員 会
報 告 資 料

○春日那珂川水道企業団の暫定的な断水回避策に対する
福岡市の支援について

1 頁

平成27年12月21日

水 道 局

春日那珂川水道企業団の暫定的な断水回避策に対する福岡市の支援について

1. 河川法違反取水に関するこれまでの経緯

- (既報分)
- ・平成27年 9月17日 福岡県から春日那珂川水道企業団へ是正指示
 - ・平成27年 10月13日 関係機関による河川法違反取水の是正に関する協議の場の設置 (以下「4者協議」という) 平成27年 11月25日までに5回開催
 - ・平成27年 10月30日 春日那珂川水道企業団より福岡県へ是正計画書提出
 - ・平成27年 10月30日 福岡県が春日那珂川水道企業団へ追加指示 (断水回避策を早期に検討し再提出すること)
 - ・平成27年 11月 6日 春日那珂川水道企業団から福岡県へ追加指示に対する回答 (平成27年 12月25日までに是正計画書を再提出する)
- ・平成27年 12月16日 4者協議 (6回目) の開催
 - ・平成27年 12月17日 春日那珂川水道企業団が福岡市に対し暫定的な断水回避策への協力を依頼
 - ・平成27年 12月17日 福岡県が福岡市に対し暫定的な断水回避策に係る調整案を提示

2. 福岡県が提示した調整案 (平成27年 12月17日) に対する福岡市の対応

- 福岡県は、県民生活への支障を防止するための緊急避難的措置を講ずる必要性にかんがみ、広域的調整を行う観点から、調整案を提示した。
- 春日那珂川水道企業団は、自らの責任と努力のもと恒久的な水源の確保に取り組む必要があるが、現時点において、早期の水源確保は現実的に困難であり、福岡市へ協力を依頼した。
- 福岡市は、断水等により春日市、那珂川町の住民生活に支障を来さないようにするためには、緊急避難的な措置として、暫定的な支援には協力せざるを得ないと考えている。

福岡市としては、春日那珂川水道企業団からの協力依頼を受けて、福岡県が責任をもって関わる調整案を受け入れることとしたい

(1) 福岡県が提示した調整案の内容

- 1) 福岡県は、県民生活への支障を防止するための緊急避難的措置を講ずる必要性から、広域的な調整を行う。
- 2) 福岡県は、春日那珂川水道企業団の恒久的な代替水源の確保に関する取組の進捗状況を把握し、指導・監督する。
- 3) 福岡市は、暫定的かつ特例的な支援措置として、福岡市民の生活に影響を及ぼすことのないことを前提に、福岡市の水利権水量の範囲内 (日最大 11,050m³) で、河川からの原水融通を行う。
- 4) 福岡市は、渇水、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、原水融通の水量を制限または停止することができる。
- 5) 福岡市は、原水融通終了後、融通前 (現状のとおり) の水利権に復元される。

- 6) 春日那珂川水道企業団は、原水融通に伴い、応分の費用負担を行い、福岡市は、原水融通に伴う費用は負担しない。
- 7) 春日那珂川水道企業団は、平成 32 年 3 月 31 日までに恒久的な代替水源を確保する。
- 8) 春日那珂川水道企業団は、福岡市からの原水融通を基に、遅延なく手続きを取り、平成 28 年 3 月 31 日までに河川法に違反した取水を是正するよう努める。

※福岡県からの調整案に示された支援方法を 4 頁に記載

(2) 福岡市の対応方針に対する調整案の内容確認

福岡市の対応方針	調整案の内容
①福岡市民に対する安定給水が確保されること	3), 4), 5), 6)
②福岡県が主体となった全体的な調整及び春日那珂川水道企業団に対する指導・監督を行うこと	1), 2)
③春日那珂川水道企業団が恒久的な水源を確保できるまでの期限を設定すること	7)
④早期に違反取水が解消されること	8)

3. 今後の予定 (案)

- 平成 27 年 12 月 24 日まで
 - 平成 27 年 12 月 25 日
 - 平成 27 年 12 月 25 日以降
 - 平成 28 年 3 月 31 日まで
 - 福岡市は、福岡県が提示した調整案を受け入れることについて、福岡県、春日那珂川水道企業団へ対して回答。
 - 春日那珂川水道企業団は、福岡県へ是正計画書を再提出。
 - 福岡県は春日那珂川水道企業団の是正計画書を承認。
 - 春日那珂川水道企業団、福岡県及び福岡市は、原水融通に関する協定について協議を行い締結。
 - 春日那珂川水道企業団は、河川法に違反した取水を是正する。

暫定的な断水回避策（案）の比較検討について

福岡県の調整案に示された支援方法

区分	1. 河川表流水を取水		2. 福岡市の導水管から管を分岐し取水
	(1) 福岡市が持つ水利権の一時転用	(2) 福岡市の水利権水量の範囲内での取水	
概要	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市が持つ水利権水量の一部を減量し、春日那珂川水道企業団は、減量分の水利権を新規に取得 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市が持つ水利権水量の範囲内で、春日那珂川水道企業団が取水 	
イメージ図			
特徴及び課題	<p>①福岡市に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 水利権の変更手続きが必要（水利権水量を暫定的に一部減量） 一時的に減量した水利権水量が元に戻らない可能性有 <p>②春日那珂川水道企業団に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 水利権の新規取得手続きが必要 取水口の工事が必要だが、小規模な工事であり違反状態の早期解消が可能（福岡市の施設を改造する必要はない） 	<p>①福岡市に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 水利権の変更手続きが必要（水利権水量の変更はない） 水利権水量の範囲内で融通 <p>②春日那珂川水道企業団に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 水利権の新規取得手続きが必要 福岡市が持つ水利権水量の範囲内で需要に応じた取水が可能 取水口の工事が必要だが、小規模な工事であり違反状態の早期解消が可能（福岡市の施設を改造する必要はない） 	
水量	全ての断水回避策（案）について、春日那珂川水道企業団の不足水量（日量 11,050m ³ ）確保可能		
評価	<p>福岡市の水利権水量が減量され、また、減量した水利権水量が元に戻らない可能性がある。</p> <p style="text-align: center;">×</p>	<p>福岡市の水利権水量に変更がなく、また、春日那珂川水道企業団の行う工事が小規模で違反状態が早期解消される。</p> <p style="text-align: center;">○</p>	
			<p>福岡市の導水管事故等に伴い、春日那珂川水道企業団が断水となる可能性があり、また、春日那珂川水道企業団の行う工事が大規模で違反状態が長期化する。</p> <p style="text-align: center;">×</p>

【水利権とは】 「水利権」という用語は、法律上のものではなく、水を利用する権利として従来よりこの呼び方が定着しているものです。特定の目的（水力発電、かんがい、水道等）のために、その目的を達成するのに必要な限度において、流水を排他的・継続的に使用する権利のことをいいます。水利権は、利水者が河川管理者から流水の占用許可として付与されるものです。

凡例 福岡市施設
 春日那珂川水道企業団施設